イ 平成29年度戦没者遺骨収集等実施状況

平成29年7月末現在

		派	人員	(1)	1	
地域	実 施 期 間			(人)	収容遺 骨数(柱)	備考
Fig. whiteen in the law W		政 // 職貝	推進協会	計	H 35(11)	
【旧ソ連抑留中死亡者】						
ハバロフスク地方(事前協議・調査)		1	2	3	0	
アムール州(事前協議・調査)	H29.5.23~6.6	2	1	3	0	
クラスノヤルスク地方・ケメロボ州(事前協議・調査)	H29.5.30~6.13	2	1	3	0	
ザバイカル地方(事前協議・調査)	H29.6.6~6.20	1	1	2	0	
ハバロフスク地方(指導監督)	H29.7.4~7.18	1	6	7	31	
アムール州(指導監督)	H29.7.4~7.18	1	9	10	24	
小 計		8	20	28	55	
【南方地域等】						
北マリアナ諸島(協議)	H29.4.26~4.28	2	2	4	0	
パラオ諸島(現地調査①)	H29.5.20~5.31	0	3	3	0	
マリアナ諸島(現地調査①)	H29.6.1~6.11	0	4	4	0	
グアム島(協議)	H29.6.6~6.9	2	0	2	0	
グアム島(協議)	H29.7.6~7.8	1	0	1	0	
マリアナ諸島(現地調査②)	H29.7.6~7.13	0	5	5	0	
ミャンマー(現地調査①)	H29.5.15~5.22	0	4	4	0	
小 計		5	18	23	0	
【硫黄島】						
第1回常駐(職)	H29.4.12~4.20	1	0	1	0	
第2回常駐(職)	H29.4.19~4.24	1	0	1	0	
調整業務(職)	H29.5.29~6.7	1	0	1	0	
第2回調整業務(職)	H29.7.4~7.13	1	0	1	0	
第3回常駐(職)	H29.7.12~7.20	1	0	1	0	
小 計		5	0	5	0	
合 計		18	38	56	55	

※収容遺骨数については、7月末現在で確認できた遺骨数(柱数)を記載。(遺骨鑑定中の遺骨は含まない。)

※戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。